

神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例施行通知

気水第 377 号
平成 13 年 3 月 30 日

神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例（神奈川県条例第 79 号）は、平成 12 年 12 月 26 日に公布され、平成 13 年 4 月 1 日から施行されることになりました。

さらに、この条例を施行するため、神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（神奈川県規則第 5 号）を平成 13 年 1 月 23 日に公布し、平成 13 年 4 月 1 日から施行することとしました。

この条例の改正の理由及び解釈等につきましては、次のとおりとしましたので、条例の施行にあたりましては、適正かつ円滑に行われますようお願いいたします。

改正の理由

最近、人々のライフスタイルの変化に伴い、夜間営業の大型小売店では、来店者の使用する自動車の発着音、ドアの開閉音及び人声などによる騒音が、駐車場など店舗周辺から発生し、近隣の人々の安眠を妨げる状況が出てきている。

一方、「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律」（大店法）が平成 12 年 6 月 1 日に廃止され、新たに施行された「大規模小売店舗立地法」（大店立地法）では、出店時に設置者に対し、周辺環境への影響を配慮することを義務付けているが、大店法で規制の対象であった店舗面積 1000 m²以下の店舗については、大店立地法では規制の対象から外れることとなった。このような、経済的規制緩和等を背景に今後夜間営業を営む比較的規模の大きい小売店が増加することが予想され、騒音による生活環境への影響が懸念される。

このことから、夜間の騒音に対して、静穏を保持し、生活環境を保全するため、夜間に営業を行う事業者に対し騒音についての規制を図るものである。

条例の解釈及び運用（抜粋）

第5節 飲食店等における夜間騒音の防止

1 大型小売店における夜間小売業に係る届出（第 56-2 条関係）

騒音による公害を未然に防止するため、夜間に小売業を営もうとする者に対し、その旨の届出と手続について定めたものである。第 1 項は、夜間小売業を開始する場合の届出について定めたものであり、第 2 項、第 3 項は本条 1 項による届出を行った者が、届出事項の変更をしようとする場合又は変更をした場合について、それぞれ定めたものである。第 4 項は、本条第 1 項による届出を行った者が、夜間小売業を廃止又は該当しなくなった場合に必要となる届出について定めたものである。

「小売業を営むための店舗の用に供される床面積」とは、日本標準産業分類で定める小売業を営むための売り場面積をいう。同一の店舗で小売業と小売業以外の業を行っていることにより、それぞれの業について直接それらの用に供する部分が、客観的にみて区別できない場合は、小売業の店舗の床面積とみなすものとする。

「一の店舗」とは、原則的には、同一の敷地内にあること、機能が一体又は密接な関連をもってることにより判断する。例えば、同一の敷地内に別々の建物がある場合、同一の事業主体である

ならば、一の店舗という。なお、二つの建物が道路、河川等によって隔てられている場合であっても、組織、機能等の面からそれぞれが独立した店舗としての独立性を備えたものとは認め難いときは、一体として一の店舗とする。

2 大型小売店における夜間小売業に係る指導等（第 56-3 条関係）

本条は、夜間の騒音を未然に防止するために、知事が、前条の届出をした事業者に対し、必要と判断される事項について「夜間騒音指導マニュアル」（事前の指導・助言について）を参考にして指導及び助言することができることを定めたものである。

3 大型小売店における夜間小売業に係る承継（第 56-4 条関係）

本条は、条例第 56 条の 2 の届出をした者について、相続又は合併に伴う承継の規定を設けることにより、本条の各規定による権利、義務の所在を明らかにしたものであり、本条の承継は全部を承継する場合にのみ適用することとする。

4 大型小売店に係る外部騒音の防止（第 56-5 条関係）

夜間営業を行う大型小売店の出店後に生じる騒音から生活環境を保護するための制度を定めたものである。

「大型小売店に係る外部騒音」とは、店舗の敷地内（専用通路や駐車場等をいい、店舗の内部は含まない。）及びその周辺において、夜間営業を行う大型小売店の営業が誘因となって生じている音をいう。

同条 2 項の「公害が生じていると認めるとき」とは、苦情者の居住する建物の外側で、外部騒音を測定し、騒音レベル 60dB に相当する騒音の総発生時間として算出した値が、1 時間あたり 360 秒を超えている場合に公害が生じていると認める判断基準とする。

なお、具体的な測定方法及び解析方法については、「夜間騒音指導マニュアル」（騒音測定について）を参考にして運用を図ることとする。

同条第 3 項の「命令することができる」とは、事業者の権益を制限することとなるので、次に掲げること等に配慮し、慎重かつ公平に行う必要がある。

① 夜間における営業を続ける限り騒音が恒常的に発生していると認められる。

② 当該外部騒音の発生状況、地域の実情等一切の客観的な条件を考慮し、規制の必要性を判断する。